

地域ブロードバンド基盤整備加速化指針

本指針の目的

- 1．1999 年より我が国においてブロードバンド・サービスの本格的な提供が始まって以来、民間事業者による活発な競争とインフラ整備の拡充、及び政府による各種支援の充実・公正競争の促進といった環境整備という民間と国との役割分担を通じて、ブロードバンドは全国的に急速に普及した。その結果、料金水準（安さ）・通信速度水準（速さ）において、我が国は世界一のブロードバンド環境を実現している。
- 2．その一方、ブロードバンドが利用できる地域と、事業者のサービスが提供されていない等のためにこれが利用できない地域との間で、住民や地域社会が得られる便益に格差が生じるいわゆるデジタル・ディバイドの拡大が社会経済問題化している。ブロードバンドが、すでに社会経済活動に必要不可欠なツールとしての地位を確立しつつある現状を考慮すれば、デジタル・ディバイドの解消へ向けた取組みは喫緊の課題である。
- 3．しかしながら、デジタル・ディバイドの解消は、民間事業者の競争のみによって実現することは困難であり、他方、ブロードバンドについて、全国あまねく提供されることを義務付けられるユニバーサル・サービスとして位置付けられていない現状においては、民間主導原則の下、国・地方公共団体・事業者の連携による取組みが極めて重要と考えられる。
- 4．こうした中、過疎地域等民間の事業展開が遅れている地域を中心に、ブロードバンド基盤の整備に積極的な意欲を持つ地域住民や地方公共団体が、サービス提供事業者との協議や需要喚起の活動を行った結果、サービス誘致や提供予定の前倒しにつながった事例が増加している。特に、地方公共団体が主導する場合、首長が強い意思を持って推進する場合に、基盤整備が円滑に進む事例が多い。
また、地方公共団体は、地域公共ネットワークの整備等のために自己設置した光ファイバ網を開放し、民間事業者のネットワークを補完する形で、地域におけるブロードバンド基盤として有効活用する事例も出てきている。
- 5．このように、地域におけるブロードバンド基盤整備を加速化する上で、地方公共団体は多様な役割を果たすことが期待されるようになっている。こうした現状を踏まえ、本指針は、これまでの先進事例・成功事例（ベスト・プラクティス）をもとに、地域におけるブロードバンド基盤整備における地方公共団体の役割や位置づけを明確化するとともに、具体的な課題と取組事例を整理し、都道府県及び市町村に対して紹介することにより、地域における一層の迅速・効率的・効果的なブロードバンド基盤の整備に資することを目的としているものである。